

平成 26 年 5 月 7 日

各 位

銘柄名 イージーETF S&P G S C I 商品指数 ™ キャップド・コモディティ  
35/20 クラス A 米ドル建受益証券  
コード番号 1327 (外国 ETF)  
管理会社 B N P パリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ  
代表者名 マネージング・ディレクター ステファン・ブルネ  
上場代理人 BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
問合せ先責任者 商品開発部 諏訪部 広  
(T E L 0120-996-222)

### 上場 ETF の償還請求の方法に関するお知らせ

平成26年4月30日付「上場ETFの名称及び対象指数の変更並びに投資信託約款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同年5月30日よりイージーETF S&P G S C I 商品指数 ™ キャップド・コモディティ35/20 (以下「当ファンド」といいます。)の名称及び対象指数が変更され、これらの変更に伴い当ファンドの約款が一部変更されるとともに、東京証券取引所における上場ETF (以下「上場ETF」といいます。)の名称が変更となります。

この変更に関する異議を有する上場ETFの受益者は、平成26年5月28日まで (同日を含む。)に、保有する上場ETFの償還を請求することができます。

償還請求に関しまして、株式会社証券保管振替機構 (保振機構) の外国株券等保管振替決済制度における実質受益者による手続等につき説明した書面を同社より受領いたしましたので、別紙の通りお知らせいたします。

償還金額の決定方法等については、以下のとおりです。

保振機構からの償還権の行使書が、償還権が行使できる期間内の取引日 (以下「評価日」といいます。)の午後3時半 (ルクセンブルグ時間) より前に、管理会社により受領された場合、償還金額は、評価日の純資産価額となります。当該純資産価額は、評価日の終値 (終値が入手可能ではない場合には最終価格) に基づいて評価日の翌取引日に計算され、東京証券取引所では、評価日の翌々取引日に開示されます。償還金額は米ドルにて管理会社より支払われますが、保振機構の外国株券等保管振替決済制度における外国株券等実質受益者に対しては、保振機構の規則に基づく受益権事務取扱機関である三菱UFJ信託銀行株式会社を通して日本円に変換され日本円で支払われます。

以 上

株式会社証券保管振替機構からのお願い

株式会社証券保管振替機構（保振機構）が運営する外国株券等保管振替決済制度において、「イージーETF S&P GSCI 商品指数™ キャップド・コモディティ 35/20 クラスA米ドル建受益証券」（銘柄コード：1327）を保有の外国株券等実質受益者（実質受益者）のうち、今回の変更に興議を有し、償還を請求される方は、実質受益者からの指示により、保振機構が現地に対して請求を行いますので、本別紙の添付1の償還請求書に必要事項を御記入の上（記載方法につきましては、添付2をご覧ください。）、お取引先の証券会社等へ御提出ください。

なお、本件の関連書類は、受益権事務取扱機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に備置されます。

償還権は、発行会社公表資料のとおり、現地の2014年5月28日まで行使可能となりますが、保振機構が現地において行使するためには、2014年5月28日正午（日本時間）までに行使する旨の意思が保振機構へ到達する必要がある場合がございます。お取引先の証券会社等への御提出が締切日直前となった場合、取次ぎが間に合わないこともございますので、ご注意ください。

受益権事務取扱機関（連絡先）

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-232-711

## 償還請求書

平成 年 月 日

御中

(取引証券会社等名)

氏名	
住所	
電話番号	
所有口数	
	<p>貴社取扱いのイージーETF S&amp;P GSCI商品指数<sup>TM</sup>キャップド・コモディティ35/20クラスA米ドル建 受益証券(銘柄コード:1327)について、平成26年4月30日付で 公表された「上場ETFの名称及び対象指数の変更並びに投資信 託約款の一部変更に関するお知らせ」に記載の変更内容に対し 、異議がありますので、上記の所有口数を償還請求いたします。</p> <p>※償還権は、発行会社公表資料のとおり、現地の2014年5月28日まで行使可能となりま すが、保振機構が現地において行使するためには、お取引先の証券会社等を通じて、20 14年5月28日正午(日本時間)までに行使する旨の意思が保振機構へ到達する必要がご ざいます。 お取引先の証券会社等への御提出が締切日直前となった場合、取次ぎが間に合わない こともございますので、ご注意ください。</p>


## 償還請求書

平成 年 月 日  
※ご提出日をご記入下さい。

御中

(取引証券会社等名)

※お取引先の証券会社名等をご記入下さい。

氏名	※ご氏名をご記入の上、お取引先の証券会社等への届出印を押印してください。 
住所	※ご住所をご記入ください。
電話番号	※ご連絡先となるお電話番号をご記入ください。
所有口数	※上記にご記入いただいたご提出日時点における所有口数をご記入下さい。 ご不明の場合には、お取引先の証券会社等にお問い合わせください。
	貴社取扱いのイージーETF S&P GSCI商品指数™キャップド・コモディティ35/20クラスA米ドル建 受益証券(銘柄コード:1327)について、平成26年4月30日付で 公表された「上場ETFの名称及び対象指数の変更並びに投資信 託約款の一部変更に関するお知らせ」に記載の変更内容に対し 、異議がありますので、上記の所有口数を償還請求いたします。  ※償還権は、発行会社公表資料のとおり、現地の2014年5月28日まで行使可能となりま すが、保振機構が現地において行使するためには、お取引先の証券会社等を通じて、20 14年5月28日正午(日本時間)までに行わせる旨の意思が保振機構へ到達する必要がご ざいます。 お取引先の証券会社等への御提出が締切日直前となった場合、取次ぎが間に合わない こととなりますので、ご注意ください。